

自家栽培とは、販売目的の食品・飲料物ではなく、自ら採取、栽培したものなどを示します。
流通品とは、販売されている食品・飲料物であることを示します（個人販売も含みます）。

12月2日(火)

単位:(ベクレル/キログラム)

検体名	地域	放射性セシウム 134(検出限界値)	放射性セシウム 137(検出限界値)	合計値 (検出限界値)	備考
井戸水	南部	検出せず(4.30)	検出せず(5.06)	検出せず(9.36)	自宅採水

精密測定検査結果：独立行政法人国民生活センターのゲルマニウム半導体検出器を用いた検査の結果です。市で行っている簡易検査において検体の放射性セシウム 134、137 の合計が 50 ベクレル / kg 以上であった場合で、希望される方は、この精密測定を行うことができます